

令和 7 年度監査計画

1 基本方針

令和 7 年度の監査にあたっては、江戸川区監査基準に基づき、財政の状況及び区民の関心の所在に留意し、監査の種別ごとに重点的に確認すべき事項を織り込み実施する。さらに、各事務事業執行の際、想定されるリスクを識別し、リスクの内容及び程度を検討した上で、監査を実施する。

原油価格・物価高騰等が、引き続き区民生活に多大な影響を与えている中、区政全体の行財政運営が区民の負託に応えて公正、適正に行われているか、事務事業が最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかの視点から検証していくこととする。

また、前年度までの監査の指摘事項及び注意事項に対し、講じた措置や改善状況の確認を行い、区民の信頼と区政の向上に寄与していく。

2 監査の種別及び方針

(1) 定期財務監査（地方自治法第 199 条第 1・4 項）

令和 6 年 4 月から監査実施時期までの区の事務事業が、法令等に従って適正に行われているかの観点はもとより、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、事業の目的に沿った予算が適切に執行されているかを検証する。その中で財務処理が確実に行われているか、無駄の排除が徹底されているかについて特に留意する。

さらに、特定の事務又は事業について、重点事項等を設けて実施する。また、予算の組み方及び使われ方が合理性を持ちかつ適切なものとなっているか、決算と併せて確認を行う。

(2) 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 1・5・7 項）

令和 6 年度に区が補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体及び公の施設の指定管理者に対し、当該財政援助等に係るものの出納その他の事務の執行が、補助・出資等の目的に沿った適正かつ効果的なものかどうか、主管課の当該団体に対する指導監督は適切に行われているかを主眼として実施する。

特に補助金は、その公益上の必要性が十分認識されているか、また指定管理者については事業に対する経営努力が見られるかについて留意する。

(3) 工事監査（地方自治法第 199 条第 1・5 項）

令和 7 年度に区が行う工事について、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面等から当該工事が適正に行われているかを主眼とし、併せて、経済性、効率性及び有効性の点にも留意して実施する。

(4) 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか、毎月、例日を定めて確認するとともに、その保管状況を検査する。

(5) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項）

令和 6 年度の各会計決算について、決算書等の関係諸表の表示が財務の状況を正確に表現しているかを重点に、その計数を確認するとともに、予算執行、財政運営及び財産管理の状況について審査する。

(6) 基金運用審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

令和 6 年度の基金運用状況について、関係諸表の計数が正確であり、基金の運用がその設置目的に沿って、確実かつ効率的に行われているかを審査する。

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項）

区長からの審査依頼に基づき提出された、令和 6 年度健全化判断比率等の算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかを審査する。また、経年変化にも留意する。

(8) 住民監査請求（地方自治法第 242 条）

執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計行為について、区民から監査請求がなされたものについて監査する。

(9) その他の監査（地方自治法第 199 条第 6 項、同第 98 条第 2 項等）

区長や議会の請求に基づく監査等。

3 各監査の実施対象

(1) 定期財務監査

- ① 課（局）、学校（園）単位で実施する。なお、学校（園）はおおむね 4 分の 1 を実施する。
- ② 清掃事務所、コミュニティ会館、保育園、健康サポートセンター等の各施設は主管課の定期財務監査の中で実施する。ただし、事務局監査では施設によりおおむね 3 分の 1 から 4 分の 1 を実施する。

(2) 財政援助団体等監査

- ① 補助金等の交付団体は交付額が一定額以上のもの、出資団体は資本金の4分の1以上出資しているもの、公の施設の指定管理者はおおむね3分の1について実施する。
- ② 当該団体に対し補助金等を交付している主管課に対しても実施する。

(3) 工事監査

- ① 区が令和7年度に施工する工事の中から選定し、工事単位で行う。

(4) 例月出納検査

- ① 前月の予算の執行状況について、毎月会計管理者から説明聴取を行う。
- ② 執行状況に係る証拠書類について検査する。

(5) 決算審査・基金運用審査

- ① 一般会計、各特別会計、財産等及び運用基金について、部単位に説明聴取を行う。
- ② 決算関係書類に基づき各計数について確認するとともに、行財政運営の状況について審査する。

(6) 健全化判断比率等審査

- ① 健全化判断比率及び算定の基礎となる関係書類について、財政課に説明聴取を行う。
- ② 提出された健全化判断比率及び算定の基礎となる関係書類の各計数について審査する。

4 監査の実施方法

- (1) 監査等の種別ごとに実施要領を定める。
- (2) 監査実施にあたっては、実施日の7日前までに監査資料の提出を求める。
- (3) 財務会計システム、文書管理システム、庶務システム内に保管されている情報を活用する。
- (4) 震災などによる「災害対策本部」が設置された時点で、監査を中止・延期する。
- (5) 新型コロナウイルスなどの感染症については、感染状況に応じて監査の中止・延期を検討する。

5 各種監査等実施予定表

種 別	実 施 期 間
令和 7 年度定期財務監査	第 1 回目 令和 7 年 4 月下旬 (部課局) ～ 令和 7 年 8 月下旬 第 2 回目 令和 7 年 9 月上旬 (教育委員会) ～ 令和 8 年 1 月下旬
令和 7 年度(令和 6 年度分) 各会計決算審査 令和 7 年度(令和 6 年度分) 基金運用審査	令和 7 年 7 月中旬～下旬 (7 日間)
令和 7 年度(令和 6 年度分) 健全化判断比率等審査	令和 7 年 8 月上旬 (1 日間)
令和 7 年度財政援助団体等監査	令和 7 年 9 月上旬～10 月下旬
令和 7 年度工事監査	令和 8 年 2 月上旬 (2 日間)
令和 7 年度例月出納検査	毎月下旬 (2 日間)

6 監査の結果に関する報告及び公表

監査の結果に関する報告書の提出及び公表は、報告基準に則り、監査委員協議会で決定後速やかに行う。報告書は要点を絞り明瞭性を重視したものとする。

なお、公表は江戸川区公告式条例によるほか、区のホームページに掲載することとする。